

平成二十四年四月一日付け広島県報（号外）第二十一号に登載の広島県規則第三十一号（広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

総務局行政管理課長

ページ	行	誤	正
四	二から六	<p>第十五条第一号中(五)を(六)とし、(四)の次に次のように加える。</p> <p>(五) 第十二条の四第一項の規定による定期報告の受付</p> <p>第十五条第一号(四)の次に次のように加える。</p> <p>(七) 第十三条の二第一項の規定による農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出の受付</p>	<p>第十五条第一号中(七)を(九)とし、(六)を(八)とし、(五)を(六)とし、(六)の次に次のように加える。</p> <p>(七) 第十三条の二第一項の規定による農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出の受付</p> <p>第十五条第一号(四)の次に次のように加える。</p> <p>(五) 第十二条の四第一項の規定による定期報告の受付</p>